

記載にあたっての注意事項

様式第8号

常用・臨時・日雇全ての求人の3月末日現在の有効求人数の合計を**人単位**で計上してください。

有料職業紹介事業報告書 無料職業紹介事業報告書

該当する方を残し、該当しない方を線で消してください。

(日本工業規格A列4)

常用…4カ月以上の期間を定めて雇用されるものまたは期間の定めなく雇用されるもの。

臨時…1カ月以上4カ月未満の期間を定めて雇用されるもの。

日雇…1カ月未満の期間を定めて雇用されるもの。

1 許可番号 13 -△- 〇〇〇
2 事業所の名称及び所在地 (名称) ○×紹介所 (所在地) 東京都千代田区 〇〇-〇-〇
3 紹介予定派遣 実績の有無
4 活動状況(国内)

紹介予定派遣で実績があった場合は有、それ以外は無を記入してください。

一人の求職者について希望業務(区分)が複数ある場合、求職者の希望する優先順位が高いものに1つに計上してください。

項目	① 求人			② 求職		③ 就職		
	有効 求人 数	常用 求人 数	臨時求 人延 数	有効求 職者 数	新規求 職申 込件 数	常用 就職 件数	臨時 就職 延数	日雇 就職 延数
取扱業務等の区分								
一般事務の職業 (紹介予定派遣)	120人 (10)	1000人 (120)	4500人 (0)	98人 (0)	500件	350件 (0)	450人 (0)	0人 (0)
会計事務の職業	60人	500人	2000人	50人	250件	150件	250人	0人
計	180人	1500人	6500人	148人	750件	500件	700人	0人

紹介予定派遣については上段区分の内数として記載してください。

紹介予定派遣の件数は内数のため合計に含めないでください。

一の求人につき、短時間であっても1人が1日を超えない場合は1人日、2日にまたがる場合は2人日となります。(例えば、50日間の雇用期間で2人の求人があった場合は50×2で100人日となります。)

3月末日現在の有効求職者数を計上してください。

対象期間中に同一の方から複数回申込があった場合はそれぞれ計上してください。

5 活動状況(国外)(相手国別・総計)

項目	相手国	④ 求人数		⑤ 求職		⑥ 就職 件数
		有効 求人 数	求人数	有効求 職者 数	新規求 職申 込件 数	
取扱業務等の区分						
生産関連事務の職業	中国	20人	50人	15人	40件	30件
生産関連事務の職業	アメリカ	15人	30人	10人	20件	20件
医師	アメリカ	20人	50人	15人	30件	30件
看護師	業務区分ごと、相手国ごとに記載してください。	15人	30人	10人	20件	20件
計		70人	160人	50人	130件	100件

業務区分ごと、相手国ごとに記載してください。

同国で業務区分が複数ある場合、求職者の希望する優先順位が高い方に計上してください。

芸能家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデルまたはマネキンの職業に限ります。

6 収入状況(国内・国外)

項目	求人者(上限制)手数料			求人受付手数料		求人者(届出制)手数料			求職受付手数料	
	常用	臨時	日雇	(別表)		常用	臨時	日雇	件	千円
取扱業務等の区分										
一般事務の職業 (紹介予定派遣)	0千円 (0)	0千円 (0)	0千円 (0)	0件 (0)	0千円 (0)	350,000千円	45,000千円	0千円 (0)	件 (0)	千円
会計事務の職業	0千円	0千円	0千円	1件につき上限670円 (免税事業者は650円) ※上限制のみ記載	0千円	150,000千円	25,000千円	0千円	件	千円
計	0千円	0千円	0千円	0件	0千円	500,000千円	70,000千円	0千円	件	千円

紹介予定派遣の手数料は内数のため合計に含めないでください。

注意！
介護作業に従事する家政婦(夫)にかかる労災保険の第二種特別加入保険料に充てるべき手数料の徴収実績がある場合は、6の各欄には計上せず、「手数料管理簿」の写しを添付してください。

項目	求職者手数料		
	常用	臨時	日雇
取扱業務等の区分			
芸能家	0件	0千円	0千円
モデル	0件	0千円	0千円
科学技術者	0件	0千円	0千円
経営管理者	0件	0千円	0千円
熟練技能者	0件	0千円	0千円
計	0件	0千円	0千円

！単位違いに注意！
金額は全て千円単位としてください。
※百円単位は四捨五入

年収700万円を超える者に限ります。

7 職業紹介の業務に従事する者の数

15人

職業紹介責任者も含まれます。なお、当該従事者の数50人につき、1人以上の職業紹介責任者を選任する必要があります。

- 職業安定法第32条の16の規定により上記のとおり報告します。
- 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の16の規定により上記のとおり報告します。

該当する方を残し(有料職業紹介事業報告書は1・無料職業紹介事業報告書は2)、該当しない方を線で消してください。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

⑦ 氏名又は名称

印

下記①についてはそれぞれに、それ以外については②に分類して報告。
①芸能家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデル、マネキン、技能実習生、医師(歯科医師・獣医師は除く)、看護師(准看護師を含む)、保育士
②厚生労働省編職業分類中分類(※分類については、[変更参照](#))

個人の場合・・・事業主の氏名および印
法人の場合・・・会社名、代表者氏名、代表者印(事業者印)